



とらつく鳥取

もくじ

●【行政通知】鳥取県の「新型コロナウイルス」に係る支援概要	1
●【行政通知】令和2年度(第71回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について	5
●【行政通知】「運輸防災マネジメント指針」の意義と要点	6
●【行政通知】令和2年度「自動車点検整備推進運動」実施要領	8
●【行政通知】夏期期間におけるテロ対策の徹底について	13
●【お知らせ】セコム(株)さんからのお知らせ	14
●【協会通知】令和2年度トラック追突事故防止マニュアル活用セミナーの開催について(Gマーク加点対象)	15
●【協会通知】原価意識実践セミナーの開催について	16
●【協会通知】令和2年度全ト協予算の見直し(減額)に伴う助成事業の取り扱いについて (安全装置(バックカメラ)助成金等の全ト協助成金について)	17
●【協会通知】公募期間の延長に伴う中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込み公募要綱について	18
●【協会通知】トラック運送事業者のための新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル【概要版】	19
●【陸災通知】「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」の開催について	24
●【陸災通知】陸運と安全衛生 No.613	27
●【事故対通知】令和2年度運行管理者等一般講習(貨物)のご案内	29
●【高速安協通知】「高速安協」入会へのご案内	31
●交通事故発生状況(6月末)	32
●令和2年度中国トラック協会理事会を開催	33
●全面Gマークラッピングトラックが出発	34
●夏季安全パトロールで安全輸送の呼びかけ	35
●夏の全国交通安全運動「街頭広報検問を実施」	35
●高速道路交通安全協議会街頭広報を実施	36
●初任運転者教育安全運転研修を開催	36
●会員事業所の異動	36
●関係官庁の人事異動	37
●新聞記事のご紹介	37
●お詫びと訂正	37
●求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数について	38
●適正化事業・巡回指導報告書(令和2年6月実施分)	39
●鳥ト協米子事務所一般適性診断日(8月)のお知らせ	40
●軽油価格推移表(2020年6月)	43
●2020年度NASVA鳥取支所開業日カレンダー	44
●7月業務日誌・8月行事予定	45

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和2年交通安全年間スローガン★
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

スマホより 横断歩道の 僕を見て

【歩行者・自転車利用者向け】

夕暮れの 一番星は 反射材

【小・中学生向け】

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



行政通知

鳥取県の「新型コロナウイルス」に係る支援概要

鳥取県（通商物流課）から、7月31日、県の「新型コロナウイルス」対策に係る支援対策の内容について、再度、連絡をいただきました。

各種支援策については、下記を参考にしていただき、各事業者の皆様が求めておられる支援内容について確認等していただき、是非、活用できる支援について申請していただき、事業経営のお役に立てていただきたいと思います。参考に主な資料を添付いたします。

鳥取県公式ホームページ → 冒頭の四角枠内の「支援策・相談窓口」 → 新型コロナウイルス感染症特設サイトを検索して、必要事項を見ていただければ、添付のチラシ等も含めた支援内容の詳細を見ることができます。

県内事業者の
皆様へ

6月8日申請受付スタート!

新型コロナウイルス克服 再スタート応援金

家賃等固定費などの軽減のほか今後の事業継続など幅広くご利用いただけます。

<応援金>

一事業者あたり

10万円

(複数店舗経営は **20万円**)

<対象>

事業収入(売上)が

30%以上減少

した事業者の皆様

* 国・県・市町村の給付金・補助金等との併用も可能です。

【対象事業者】 飲食業、宿泊業、観光業、小売業、運輸業、健康・美容サービス業など新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を大きく受けた業種を幅広く対象とします。

【申請期間】 令和2年6月8日～令和3年1月29日

【申請方法】 申請書類（郵送・ファクシミリでの申請の場合）は、鳥取県ホームページからダウンロードしてください。

オンライン申請も
できます。



詳しくは、次のURLをご覧ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/292068.htm>



申請に関する問い合わせは、以下の専用コールセンターまで。

コールセンター（商工労働部内）：TEL **0857-26-7211**

開設時間 8:30～17:15 * 土日祝日も対応します。

感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援！

～ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金 ～



補助金の概要

対象となる事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店 ● 宿泊施設 ● 観光関係(旅行業、旅客輸送事業、お土産製造・販売など) ● 緊急事態宣言が発動されたこと等に伴い売上が急減した接客を伴う営業店舗(生活衛生業、製造業、小売業、サービス業など) <p>▶ 「売上が急減した」とは、前年同月比おおむね3割以上減少していることとし、事業開始から1年以内の場合は、収支計画書に対しておおむね3割減少していることとします。</p>										
補助率	9/10										
上限額	1事業者につき 20万円 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 下限額なし ▶ 複数店舗を有する事業者の場合 40万円 ▶ 補助金の利用は1事業者につき1回まで 										
補助の対象となる経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生用品購入費</td> <td>衛生用品(マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等)</td> </tr> <tr> <td>物品、機器購入費</td> <td>仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート、フィルム 非接触型体温計、キャッシュレス決済導入費</td> </tr> <tr> <td>設置・改修費</td> <td>パーテーション設置、換気設備の設置(点検・クリーニング含む)、手洗い場設置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他施設の感染予防対策に必要と認められる経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象は令和2年4月1日以降に支払った経費とし、既に実施(購入)済の対策にもご利用いただけます。</p>	区分	例	衛生用品購入費	衛生用品(マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等)	物品、機器購入費	仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート、フィルム 非接触型体温計、キャッシュレス決済導入費	設置・改修費	パーテーション設置、換気設備の設置(点検・クリーニング含む)、手洗い場設置	その他施設の感染予防対策に必要と認められる経費	
区分	例										
衛生用品購入費	衛生用品(マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等)										
物品、機器購入費	仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート、フィルム 非接触型体温計、キャッシュレス決済導入費										
設置・改修費	パーテーション設置、換気設備の設置(点検・クリーニング含む)、手洗い場設置										
その他施設の感染予防対策に必要と認められる経費											

衛生用品のみの購入もOK!
(10万円まで)

手続きの方法

補助金に関する詳しい情報、様式のダウンロードや電子申請はこちら>>
<https://www.pref.tottori.lg.jp/291965.htm>



申請書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提出物①</th> <th>提出物②</th> <th>提出物③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 飲食店・宿泊施設</td> <td><input type="checkbox"/> 申請書</td> <td><input type="checkbox"/> 営業許可証の写し</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>● 観光関係施設</td> <td><input type="checkbox"/> 申請書</td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 事業の内容を確認できる書類 (定款、チラシ等)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>● その他事業者</td> <td><input type="checkbox"/> 申請書</td> <td><input type="checkbox"/> 前年の月別売上が確認できる書類</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	提出物①	提出物②	提出物③	● 飲食店・宿泊施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 営業許可証の写し	—	● 観光関係施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 事業の内容を確認できる書類 (定款、チラシ等)	—	● その他事業者	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 前年の月別売上が確認できる書類
申請者	提出物①	提出物②	提出物③													
● 飲食店・宿泊施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 営業許可証の写し	—													
● 観光関係施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 事業の内容を確認できる書類 (定款、チラシ等)	—													
● その他事業者	<input type="checkbox"/> 申請書		<input type="checkbox"/> 前年の月別売上が確認できる書類													
申請方法・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵送の場合 必要書類を以下の宛先へお送りください。 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 県庁くらしの安心推進課 ご相談や申請書の提出は、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センターでも受け付けています。 ● 電子申請の場合 鳥取県ホームページ(とりネット)に掲載しているリンクから「とっとり電子申請サービス」のwebページに移動し、必要事項を記入、添付書類を添付して申請してください。 															

売上の減少状況を確認します

問合せ先

コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口
(鳥取県くらしの安心推進課内)

☎0857-26-7989 FAX0857-26-8171

電子メール kurashi-soudan@pref.tottori.lg.jp



新型コロナウイルス
感染予防対策
協賛店募集中!

詳しくはこちら➡



新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制に向け 企業内の感染防止対策を応援します

～企業内感染症防止対策補助金～

■ 緊急対応型

補助対象	①事前感染予防事業 オフィス内等での感染予防を目的とした事業	②発生時拡大防止事業 オフィス内等で感染者発生時の対応を行うための事業
補助対象経費 ※裏面を参照	○オフィス内等の簡易的・緊急的な感染予防のための物品・衛生用品等にかかる経費(衛生用品※は補助対象経費の1/2以内)	○オフィス内等の消毒に必要となる経費 【ご活用にあたっての留意点】 ・事業費13.4万円(税抜)以上の事業が対象となります。 ・衛生用品は補助対象経費総額の1/2以内とし、衛生用品単独での申請はできません。 ・概算払は補助額の1/2まで請求できます。 なお、概算払を希望される場合は、専用口座が必要となります。
補助対象者	県内中小企業者等	
補助上限額	1社につき、20万円	
補助率	3/4	

～こんな事業が対象です～

- ①事前感染予防事業：仕切り用アクリル板の購入や設置、マスク等の衛生用品の購入
※衛生用品とは、主にマスク、消毒液、ウェットティッシュ、除菌スプレー、ゴム手袋等です。
- ②発生時拡大防止事業：消毒委託、事業者自身が消毒を行う場合の消毒液、手袋、防護服等の経費

■ 体制整備型

…継続的な感染予防に必要な執務環境整備やサービス改善等の取組を支援します

補助対象事業	○感染症防止対策ガイドラインに沿った感染症対策を行うための事業 ○感染症対策としての販売手法転換等、ビジネス形態転換などを行うための事業
補助対象経費 ※裏面を参照	○補助対象事業に係るシステム導入費や機器導入費、及び改修費等 ※維持管理費や消耗品費(マスク・消毒液等)、パソコン等の汎用品の購入費は除く
補助対象者	県内中小企業者等 【ご申請にあたっての留意点】 ・事業費66.7万円(税抜)以上の事業が対象となります。 ・申請書に、具体的な事業計画書及びお見積書の添付が必要です。 ・概算払は補助額の1/2まで請求できます。概算払を希望される場合は、専用口座が必要となります。
補助上限額	1社につき、200万円
補助率	3/4

～こんな事業が対象です～

- 遠隔システム等 …訪問等により対面で行っていた商談や会議などを、TV会議システム等により対面せずに
行うための事業
- ネット通販等 …対面販売していた店舗が、インターネット販売や券売機等の無人システム等でお客さんと
対面しないサービス提供や販売方法に転換するための事業
- その他、濃厚接触を防ぐための間仕切り設置や、席の間隔を広げるなどの改修する事業等

★詳細については、お問い合わせください

【問合せ】経済対策予算ワンストップ相談窓口

R2.6.8発行

TEL : 0857-26-7987 (鳥取県商工労働部 商工政策課内)

■申請手続について

<p>申請者 (県内中小企業者等)</p> 	<p>★県内中小企業者等とは 鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者等を指します。※個人事業主、組合、任意グループ等を含みます。</p>
提出書類	<p>①申請書（規則様式第1号）</p> <p>②補助事業実施計画書（様式第1号）</p> <p>③収支予算書（様式第2号）</p> <p>④定款※会社パンフレット等事業が分かる資料でも可</p> <p>⑤決算書（直近のもの） <small>※個人事業主は確定申告書の控え。白色申告書の場合は、事業収入が申告されているのみが対象となりますのでご注意ください。</small></p>

※申請方法：郵送、FAX、メール、電子申請等で受け付けています。

郵便：〒680-8570鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部 商工政策課
 FAX：0857-26-8078
 メール：shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp
 電子：https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1950 ↓

※中部総合事務所・西部総合事務所・日野振興センターへ
 申請書類を持参いただくこともできます



■対象経費の詳細について

補助事業	区分	内容
緊急対応型 ①事前感染予防事業 ※衛生用品は補助対象 経費総額の1/2以内	物品購入費	仕切用のアクリル板、シート、フィルム、その他衛生用品以外の物品
	衛生用品 購入費	マスク、消毒液、ウェットティッシュ、除菌スプレー、ガーゼ、手洗用洗剤、ゴム手袋等
	設置費	仕切板等を設置するために必要な経費
緊急対応型 ②発生時拡大防止事業	委託費	事業所内等の消毒作業を外部業者に依頼して行うための経費
	消耗品費	自らが消毒作業を行う場合に必要な消耗品を購入する経費 (消毒液、防護服、手袋等)
体制整備型 ※維持管理費や消耗品 費(マスク・消毒液等)、 パソコン等の汎用品の 購入費は除く	システム導入費	テレビ会議システム、顧客ビジネスにかかるeラーニングシステム、ネット通販システム等の導入（購入、設定等、利用開始当初に必要な事項）に要する経費
	機器導入費	機械器具の導入（購入、設営、改修等）にかかる経費
	改修費	事業所内等の改修に必要な経費

★申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。

(HP) <https://www.pref.tottori.lg.jp/291433.htm>



行政通知

令和2年度(第71回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について

全ト協発第182号(環)
令和2年7月21日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己

今般、厚生労働事務次官より「令和2年度(第71回)全国労働衛生週間に関する協力依頼」について別紙のとおり通知がありました。

令和2年10月1日(木)から7日(水)まで、「みなおして 職場の環境 からだの健康」のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うこととしています。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”(1.密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、2.密集空間(多くの人々が密集している)、3.密接空間(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとしています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知をお願いするとともに、本活動の促進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

〈参考：厚生労働省ホームページ 報道発表資料〉

令和2年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

～今年のスローガンは「みなおして 職場の環境 からだの健康」～

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12193.html

厚生労働省発基安 0710 第1号
令和2年7月10日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和2年度(第71回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。

本年度におきましても、令和2年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき、10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間として、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

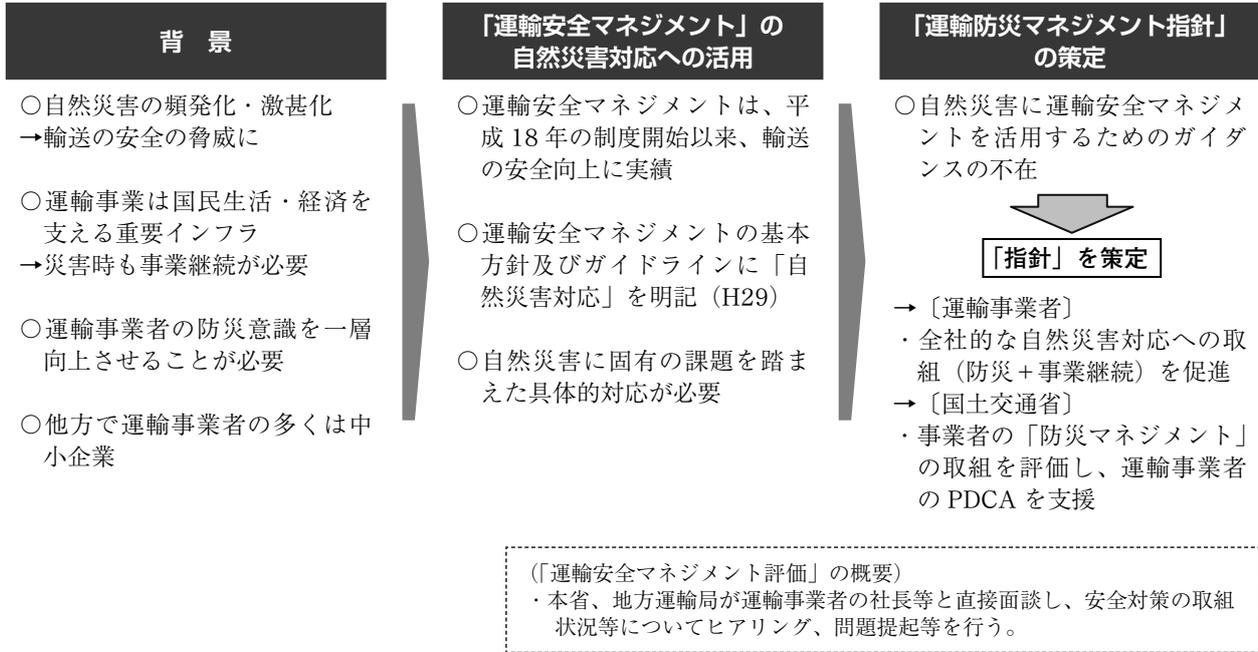
令和2年度全国労働衛生週間実施要綱はこちら

→ https://www.torakyo-tottori.or.jp/_src/2543/20200730rodoeisei.pdf?v=1589254444939

「運輸防災マネジメント指針」の意義と要点

国土交通省 大臣官房運輸安全監理官室

「運輸防災マネジメント指針」の意義



「運輸防災マネジメント指針」の要点

防災力向上+事業継続を目指す取組

- 事故を未然に防ぐ「事故防止」に対し、「自然災害対応」は、被災時の被害を軽減する「防災」に加え、被災後、いかに安全を確保しつつ早期に復旧して事業を再開し、国民の生活と経済を支えるかという「事業継続」の取組。
- 自然災害にどう対応するかという危機管理に加え、事業継続に要する経営資源の配分、優先事業の絞り込み等の重要な経営判断を伴う取組であり、経営トップが率先して全社の取組とする必要。
- 経営陣参画の下で定期的に防災マネジメントレビューを行い、PDCAサイクルによるバージョンアップを行う。

平時の「備え」と迅速な初動

- 被災時に最も重要なのは迅速な初動。トップダウンによる危機管理体制が必要。遅れば遅れるほど被害は拡大する。
- 平時の「備え」が初動の成否を握る。災害は必ず来ると認識しハザードマップを参考に等して被害想定を行った上で、自社の拠点等が被災した場合の代替措置の検討も含め平時から準備することが肝要。準備に当たっては、災害種別ごとの対応の差異を意識する。予測が可能な台風・豪雨災害等においては、発災直前の備えも重要。

「備え」と初動①：関係者との連携等

- 即応体制（災害対策本部の設置）、対応要領、情報連絡体制、事業継続計画（BCP）等の整備が必要。
- 被災時には、地方自治体をはじめ、国の行政機関、関係事業者等の様々な関係者が総力で対応する。このため、これら関係者との緊密な「顔の見える関係」の構築が防災力を高める。

「備え」と初動②：教育と訓練

- 災害に遭うことが稀なため、実践的な訓練を定期的実施し、振り返りを行うことが必要。他機関の訓練への参加や他事例に学ぶことも重要。
- 発災時の即応能力を向上させるためには、まず、社員には基本理念と基本動作を習得させ、応用力を訓練及びレビューで鍛えるよう取組むことが効果的。

「運輸防災マネジメント指針」の策定について

本日令和2年7月6日、**運輸事業者が防災体制の構築と実践を進める際に参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」を策定**しました。

これは、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトとりまとめ（令和2年7月6日）」の「5. 交通・物流の機能確保のための事前対策」の中の「交通運輸事業者の防災マネジメントの推進」を実施するためのものです。

本指針については、防災分野の有識者からヒアリングを行うとともに、運輸審議会運輸安全確保部会からもご意見を頂き、策定しました。

今後、説明会を通じて運輸事業者の理解の醸成を図るとともに、災害対応力向上に関するコンサルティング、経営トップとの対話を通じた防災マネジメント評価の実施を通じて運輸事業者の取組を支援して参ります。

1. 背景

- 自然災害の頻発化・激甚化が輸送の安全の脅威となります。
- 運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラであり、災害時も事業継続が必要です。
- 運輸事業者の防災意識を一層向上させることが必要です。
- 他方で運輸事業者の多くは中小企業です。

2. 「運輸安全マネジメント」の自然災害対応への活用

- 運輸安全マネジメントは、平成18年の制度開始以来、輸送の安全向上に実績があります。
- 運輸安全マネジメントの基本方針及びガイドラインに「自然災害対応」を明記しました。（平成29年）
- 自然災害に固有の課題を踏まえた具体的対応が必要です。

3. 「運輸防災マネジメント指針」の策定

- 「自然災害対応」に運輸安全マネジメントを活用するためのガイダンスが不在です。
そこで、「運輸防災マネジメント指針」を策定しました。
- 運輸事業者の全社的な自然災害対応への取組（防災+事業継続）を促進します。
- 国土交通省は、運輸事業者の取組に対する「防災マネジメント評価」を実施し、事業者のPDCAを支援します。

4. 指針の概要

- 自然災害にどう対峙するかという危機管理に加え、事業継続に要する経営資源の配分、優先事業の絞り込み等の重要な経営判断を伴う取組であり、経営トップが率先して全社の取組とする必要があります。
- 被災時に最も重要なのは迅速な初動です。トップダウンによる危機管理体制が必要です。遅れば遅れるほど被害は拡大します。
- 平時の「備え」が初動の成否を握ります。災害は必ず来ると認識しハザードマップを参考にするなどして被害想定を行った上で、自社の拠点等が被災した場合の代替措置の検討も含め平時から準備することが肝要です。
- 被災時には、地方自治体をはじめ、国の行政機関、関係事業者等の様々な関係者が総力で対応するため、「顔の見える関係」の構築が防災力を高めます。
- 実践的な訓練を定期的実施し、振り返りを行うことが必要です。
- 発災時の即応能力を向上させるためには、まず、社員には基本理念と基本動作を習得させ、応用力を訓練とレビューで鍛えるよう取り組むことが効果的です。

5. 今後のスケジュール

- 運輸事業者に対する説明会を地方運輸局ごとに7月～8月に開催します。参加しやすいよう、オンラインによる説明会も検討します。
- 運輸事業者の取組に対する「防災マネジメント評価」を7月に開始します。

<問い合わせ先>

大臣官房運輸安全監理官室 岡本、澤村、山本
代表：03-5253-8111(内線：22067、22063、22054)
直通：03-5253-8797 F A X：03-5253-1531

行政通知

令和2年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

令和2年6月
国土交通省自動車局

第1 目的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要な不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、昨年の交通事故による死者数は3,215人、負傷者数は46万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。

このような状況の中、大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しているところである。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の8割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増している。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子装置が搭載されているが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要がある。

これらを踏まえ、車両の安全確保のためには予防的な点検・整備を確実に行うことが、ますます重要となる。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要である。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分な状況とは言えない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車両火災事故、車輪脱落事故及び車体フレーム腐食による事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに点検・整備の必要性や重要性を理解してもらおうとともに、大型車のユーザーにあっては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求めることとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係31団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」（以下「協議会」という。）及び自動車関係15団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」（以下「連絡会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、特に令和2年9月1日（火）から9月30日（水）までの1ヶ月間を全国統一強化月間とし、これに加え、他のイベントと開催時期を合わせるなど地域の実情や効果の得られる時期等を考慮して各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は各運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）ごとに地方独自強化月間を1ヶ月間設定し、各取り組みを強力に推進する。

第4 重点項目

1. 全国統一強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（女性、10代から30代の自動車ユーザーに重点を置く。）
- (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発

2. 地方独自強化月間の重点項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記1の重点項目及びエコ整備（点検・整備によるCO2削減効果をいう。以下同じ。）の啓発を重点項目と定めるほか、地域の実情に応じた地方独自の重点項目を設定するよう努めるものとする。

第5 実施事項

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

(1) イベント等の開催

- ① 本省及び協議会は、自動車点検整備推進運動を全国的に盛り上げるため、地域イベントとの連携等を踏まえたイベントを開催する。また、地域イベントの支援のため、広報・啓発ツールの製作・配布やマスメディア（テレビ・新聞を中心。以下同じ。）、インターネットサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用した広報を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）並びに協議会構成団体の地方組織は、自動車点検整備推進運動が地域の方々に認知してもらえるよう参加・体験・実践型の地域イベントを全国各地で開催する。また、イベントの開催にあたり、マスメディア、インターネットサイト、SNS等による効果のある広報に努め、地域イベントの認知向上を図る。

(2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 本省等（各地方運輸局及び各運輸支局等を含む。以下同じ。）は、協議会及び連絡会と協力し、大型車を含めた自動車ユーザーに対し、ポスター・チラシ等を用いた広報活動を実施する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。

また、別紙1の資料等を活用し、大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレーム腐食事故防止に向けた確実な点検・整備の実施を啓発する。なお、大型車の車輪脱落事故防止のための啓発については、別途通知する（以下同じ。）

- ② 本省等並びに協議会及び連絡会構成団体は、各自保有する車両の確実な点検・整備の実施を図る。また、その所属職員に対し、庁舎・営業所等における館内放送、イントラネット等によって、マイカーの点検・整備の励行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。

(3) 講習や無料点検等の実施

協議会構成団体の地方組織は、点検・整備に関する実技講習や無料点検を実施するとともに、別紙1の資料等を活用し、

点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら点検・整備の必要性や重要性を説明する講習会やマイカー相談等を実施し、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

(4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車両故障事故を防止するため、整備管理者研修等を通じてこれらの事故の情報を展開するとともに、別紙1の資料等を活用し、適切な点検・整備の励行をする。また、整備管理者研修においては、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法についても周知する。

特に、整備管理者研修等には自家用自動車の整備管理者の自主的な参加を促すよう努めるとともに、貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修においては、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。

(5) 出前講座等の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備専門学校等へ行き、資料等を活用し、日常点検等の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、本省等は、自動車教習所や運転免許センターに対して、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本に記載されている点検・整備の必要性や重要性、について、受講生に対し特に強力で指導を行って欲しい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

(1) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

① 本省は、前検査を受検した自動車ユーザーに対し、ハガキを用いて定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況調査を実施する。

また、各運輸支局等は、前検査を行おうとする事業者等（自家用大型貨物自動車の使用者を含む。）について、定期点検の実施状況を確認し、確実な定期点検を励行する。

② 各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口へ寄せられた情報を基に、該当する車両のユーザーに対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。

(2) 街頭検査での啓発・指導等

各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配付などにより点検・整備の必要性や重要性の啓発を行うとともに、点検整備実施状況を確認し、定期点検整備未実施の自動車ユーザーに対して定期点検整備の確実な励行する。

(3) 重点点検の実施

① 本省等は、協議会及び連絡会の協力を得て、大型車について、ホイールの取付け状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の本省が選定する箇所に係る点検・整備を重点的に実施するよう運送事業者へ要請する。

② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。

- ・運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。
- ・整備事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、自動車ユーザーの理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

(4) 公用車の定期点検整備実施の徹底

本省は、国土交通省内、他省庁及び地方自治体が保有する公用車について、定期点検整備の実施状況を把握し、その結果を踏まえ、確実な予算確保と執行を含めた定期点検整備実施の徹底が図られるよう要請する。

3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

各地方運輸局又は各運輸支局は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

4. 新型コロナウイルス感染症への適切な対応

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情を踏まえ、必要に応じ本運動の各種取組の見直しを行う。

第6 実施運営

1. 本省は、各地方運輸局に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対し、本運動の目的、実施事項等を通知する。

2. 各地方運輸局又は各運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して地域の実情に応じた地方独自強化月間及び実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会及び連絡会構成団体の地方組織並びに関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本省等は、次回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、協議会の協力を得ながら、イベント参加者に対して全国統一のアンケートを実施する。また、協議会と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケートも実施する。

2. 本運動終了後、本省等は、協議会及び連絡会と連携して、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。

① 本運動の関心度について、アンケート調査、インターネットサイト及びSNS閲覧数、マスメディアの掲載数等により実施する。

② 点検・整備に対する意識変化等について、アンケート調査等により実施する。

③ 地方独自に企画した実施事項は、協議会及び連絡会を構成する地方組織と連携して、効果の検証に努める。

3. 本運動の関心度及び点検・整備に対する意識変化等が分析できるよう、本運動で収集するデータ等を適宜検討する。

第8 報告

1. 各地方運輸局は、地方独自強化月間及び地方独自実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、令和2年6月末までに国土交通省自動車局に報告する。

2. 各地方運輸局及び協議会構成団体は、実施結果をとりまとめ強化月間の翌々月の月末までに（協議会構成団体にあたっては最終強化月間の翌々月の月末までに）、国土交通省自動車局整備課に報告する。

令和2年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領

別紙 1

令和2年6月30日
公益社団法人 全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和2年9月1日(火)から9月30日(水)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 重点実施項目

- (1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌(紙)やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

(重点点検項目)

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料もれ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール		タイヤの状態	同左
			ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。

- (3) 「DPF(黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」

確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌(紙)等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) TBSラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、PRを行う。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間(令和2年9月1日(火)～9月30日(水))における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別添の様式により全ト協交通・環境部あて提出するようお願いします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における全国統一の強化月間(9月)及び「地方独自強化月間」の実施状況ととりまとめ、全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記(2)(3)の提出期限は、11月20日(金)までとしますが、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出願います。

以上

鳥取県トラック協会 行き
 FAX：0857 - 27 - 7051

令和2年度「自動車点検整備推進運動」

事業者名	
担当	様

○運送事業者による自主点検結果(9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台	台

(自主点検・整備の実施状況について、11月12日(木)までに鳥取県トラック協会へ提出して下さい。)

行政通知

夏期期間におけるテロ対策の徹底について

中国総総 77 号
令和 2 年 7 月 9 日

中国トラック協会会長 殿

中国運輸局長
(公印省略)

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところです。

本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛等の取組が実施されていたところ、令和 2 年 6 月 19 日に都道府県をまたぐ移動の制限が解除され、今後、夏期期間（令和 2 年 7 月 23 日から同年 8 月 31 日）においては、輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想されます。

行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットを狙ったテロ事案が発生していることに留意し、夏期期間中のテロ対策について、貴傘下会員に対して注意喚起していただきますようお願いいたします。



～セコム(株)さんからのお知らせ～

充実のラインアップ、計12点入り。

- 1 使い捨てトイレ(10個装)**
ポンチはトイレがない場所でも、トイレとして使用することができます。コンパクトで持ち運びが簡単で、持ち運びが楽なポンチです。
- 2 使い捨てトイレ(10個装)**
使い捨てトイレ(10個装)は、持ち運びが簡単で、持ち運びが楽なポンチです。
- 3 3WAYポンチ**
使い捨てトイレ(10個装)、使い捨てトイレ(10個装)として使用することができます。コンパクトで持ち運びが簡単で、持ち運びが楽なポンチです。
- 4 クロップ**
使い捨てトイレ(10個装)は、持ち運びが簡単で、持ち運びが楽なポンチです。
- 5 緊急用ホイッスル**
緊急時に役立つホイッスルです。
- 6 携帯ライト**
緊急時に役立つ携帯ライトです。
- 7 7年保存水 携帯用日本水**
7年保存水 携帯用日本水
- 8 7年保存クッキー 携帯用日本水**
7年保存クッキー 携帯用日本水
- 9 携帯用カイロ**
携帯用カイロ
- 10 ポケットティッシュ**
ポケットティッシュ
- 11 3M社製 新じんマスク**
3M社製 新じんマスク
- 12 伝言カード・防災ペーパー**
伝言カード・防災ペーパー

ホンダ純正アクセサリーに採用された、実績のある商品が入っています。

品質をより高め、パッケージはアルミ製バック。

セコム株式会社
鳥取支店
〒680-0911
TEL:0857-24-8561

GOOD DESIGN AWARD 2018

車に 防災

BOUSAI BLOCK for CAR

という、新しい常識。

浸水

積雪

ボウサイブロック 価格 ¥6,800

協会通知

令和2年度 トラック追突事故防止マニュアル活用セミナーの開催について（Gマーク加点対象）

令和2年7月31日

会 員 各 位

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上 和人
(公印省略)

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当協会では、交通安全に関する各種施策を実施しておりますが、その一環として下記の通りセミナーを実施することといたしました。

ご多用の折とは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

セミナー概要

追突事故は、事業用トラックの人身事故において約半数を占め、業界の安全対策における最重要課題の一つです。こうした状況の中、全日本トラック協会では、追突事故防止に向け事故防止セミナー等をはじめの取り組みを推進しており、また、「追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」を制作いたしました。そこで、当協会では全日本トラック協会と連携し、下記要領にて同キットに関するセミナーを実施いたします。セミナーでは、最新の事故分析結果等を交えながら追突事故防止に向けた対応を解説するとともに、出席者同士の小集団での情報交換会を実施いたします。

また、Gマークの認定申請において、「交通事故防止に資する管理者向け研修」として、管理者が受講した場合でも2点の加点対象になりますので、是非とも受講方お願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、セミナー会場は、換気をしっかり行い、アルコール消毒液を用意するなど、感染防止対策を行います。また、会場での「3密」を防止するため、参加定員を絞っておりますので、ご理解ください。

受講者に皆様におかれましては、当日は必ずマスクを着用し、体調が少しでもすぐれない時は、出席を見合わせる等のご対応をよろしくお願い申し上げます。また、第二波の懸念が広がっていることから、新型コロナウイルスの感染拡大状況をみて、開催を見送る可能性があります。

1. 日時・場所

- 米子会場 令和2年9月2日（水）13：30～16：30
米子コンベンションセンター 第6会議室（米子市末広町 294）
- 鳥取会場 令和2年9月3日（木）13：30～16：30
鳥取県トラック協会 3階研修室（鳥取市丸山町 219-1）

2. 講 師

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社※
自動車リスク本部 調査役 鎌田 典穂 氏
※全日本トラック協会「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」制作受託事業者

3. 講 座

「トラック追突事故防止マニュアル」活用セミナー
○第1部：セミナー（1時間程度） ○第2部：小集団でのグループワーク（2時間程度）
※第2部では、出席者の中から情報交換の進行役を決める予定です。

4. 対 象 者

経営者および管理者

5. 受 講 料

無料

6. 募 集 人 数

定員 25名（申込期限：先着順。定員になり次第締切ります）

7. 申 込 方 法

下記の「参加申込書」をご記入の上、鳥取県トラック協会までお申し込みください。

8. 主 催

全日本トラック協会・鳥取県トラック協会（共催）

参加申込書

《FAX 0857-27-7051》へこのままご送信ください

※申込が多数予想されることから、各社1名までのお申込とさせていただきます。

会社名					
TEL	-	-	FAX	-	-
住所					
参加者役職			参加者氏名		
参加希望地 (○印を記入)	9月2日(水) 米子会場		9月3日(木) 鳥取会場		

FAX 送信ご担当者氏名 _____

<締切日> 令和2年8月24日（月）

セミナーに関するお問い合わせ先 一般社団法人 鳥取県トラック協会 業務部 南條 TEL 0857-22-2694

協会通知

原価意識実践セミナーの開催について

令和2年7月31日
一般社団法人鳥取県トラック協会

トラック運送事業を持続的かつ収益力のある産業として発展させていくためには、原価水準を適切に把握することにより、経営全体の改善に取り組むことが求められています。

その一環として、今年度は、原価計算方法に加え、生産性の向上、取引先との交渉力強化に向けた内容を取り入れ、収益力の向上に焦点をあてたセミナーを下記日程により開催します。

ご多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、ぜひご参加くださいますよう、よろしくごお願い申し上げます。お手数ですが参加希望の方は、**令和2年9月25日（金）**までにFAXでお申し込みください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、セミナー会場は換気をしっかり行い、アルコール消毒液を用意するなど、感染防止対策を行います。

受講者の皆様におかれましては、当日は必ずマスクを着用し、体調が少しでもすぐれない時は、出席を見合わせる等のご対応をよろしくごお願い申し上げます。また、第二波の懸念が広がっていることから、新型コロナウイルスの感染拡大状況をみて、開催を見送る可能性があります。

記

1. 開催日時

日時 **令和2年10月9日（金）** 13時30分～17時00分

場所 琴浦町生涯学習センター「まなびタウンとうはく」

研修室（東伯郡琴浦町大字徳万266-5）

2. 主催 （公社）全日本トラック協会 並びに （一社）鳥取県トラック協会

3. 内容 ①原価計算の基本演習

②運行ルート単位、取引先単位の原価計算

③改正標準運送約款を踏まえた契約の見直し事例

4. その他 ①講師は、トラック業界に精通した会計の専門家

②本セミナーのプログラム及びテキスト内容は、公正取引委員会に相談して了解を得たものです

③**セミナー当日は、必ず電卓を持参ください**

令和2年 月 日

宛先 （一社）鳥取県トラック協会 行

FAX 0857-27-7051

原価意識実践セミナー

申込用紙

参加者名

事業所名	
------	--

役職	
氏名	

役職	
氏名	

申込み締切 **令和2年9月25日（金）**まで

協会通知

令和2年度 全ト協予算の見直し（減額）に伴う助成事業の取り扱いについて （安全装置（バックカメラ）助成金等の全ト協助成金について）

令和2年7月20日

関係各位

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上 和人

去る7月9日に開催されました全ト協 第221回常任理事会・第186回理事会合同会議において、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策の決定と併せ、令和2年度全ト協予算の見直しが行われました。本予算の見直しの対象となる助成事業は下記1. に掲げるとおりですが、これら助成事業の本年度の取り扱いについては、下記2. により取扱うこととなりましたので、よろしくお願いいたします。

記

1. 本予算の見直し（減額）の対象となる助成事業
 - ・衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業
 - ・安全装置等導入促進助成事業
 - ・血圧計導入促進助成事業
 - ・天然ガス自動車用燃料供給施設等助成事業

2. 本予算の見直し（減額）対象の助成事業の扱い

令和2年度全ト協予算の見直しに伴い、令和2年9月30日までに導入（装着）したものを助成対象とし、10月以降の導入（装着）分につきましては全ト協予算の助成対象外となります。

10月以降の導入（装着）分につきましては、安全装置（バックカメラ）導入促進助成金に関しましては、鳥ト協予算のみでの助成対象となりますので、ご了承くださいませよう願いたします。

※全ト協予算での助成金を申請される方は必ず9月30日までに導入（装着）していただきますようよろしくお願いいたします。

支払いについては各助成金案内の報告期限と変更はありません。

10月以降の報告でも9月30日までの導入（装着）であれば受付させていただきます。

お問い合わせ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 南條 TEL 0857-22-2694

協会通知

公募期間の延長に伴う中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込み公募要綱について

(公社) 全日本トラック協会

1	激甚災害名	新型コロナウイルス感染症による企業への影響（激甚災害に準じる事象）
2	公募推薦総枠	10億円
3	公募期間	令和2年4月1日（水）～令和2年12月30日（水） *公募期間については状況に応じて変更する場合がある。
4	申込先	都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）宛て申込みを行う。 (注) 申込先は、本社所在地の「地方ト協」となります。
5	融資推薦対象者	・今般の新型コロナウイルス（COVID-19）感染症により事業に影響を受けている方で、下記（1）に該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）であって、地方ト協に加入し、(株)商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）、又は商工中金の代理店との取引資格がある者。 (1) 上記の影響により運送収入又は輸送トン数について「直近2ヶ月の実績」又は「今後2ヶ月の見込み」が前年同期と比べ10%以上の減少が見込まれる者。
6	融資推薦対象資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建、又は正常な操業維持に必要な運転資金。
7	融資推薦条件	(1) 融資限度 5千万円（個別企業体・共同体とも） (2) 融資利率 取扱金融機関の所定利率による (3) 償還期間 10年以内 (4) 据置期間 償還期間のうち1年以内。 (5) 償還方法 月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還（借入期間通期にわたって一定の元金返済額）。ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。 (6) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
8	利子補給率	年0.3%
9	取扱金融機関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店（以下「商工中金等」という）。
10	申込書及び添付書類	地方ト協に備えてある所定の申込書類により公募期間内に申込んでください。（申込必要書類は「全ト協」のホームページからもダウンロードできます） (1) 「融資推薦申込書」（様式1号） (2) 「企業要項」 個別企業用（様式2号の1）又は共同体用（様式2号の2） (4) 「激甚災害等に係る被害状況報告書」（様式6号） (5) 「承諾書（激甚災害融資）」（様式4号） (注) 提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛てに提出する書類は別途用意してください。
11	地方ト協から全ト協宛て融資推薦期限（全ト協必着日）	【第6回】 令和2年8月31日（月） 【第7回】 令和2年9月30日（水） 【第8回】 令和2年10月30日（金） 【第9回】 令和2年11月30日（月） 【第10回】 令和2年12月30日（水） 「中央近代化基金融資推薦書」（様式8号）及び「推薦先一覧表」（様式10号の3）に申込み書類を添付して全ト協宛て推薦する。
12	融資推薦適否決定通知（予定）日	【第6回】 令和2年9月14日（月） 【第7回】 令和2年10月19日（月） 【第8回】 令和2年11月16日（月） 【第9回】 令和2年12月14日（月） 【第10回】 令和3年1月18日（月）
13	融資推薦決定通知書の有効期限	令和3年3月末日（中央近代化基金融資推薦適否決定通知書（様式第11号）に記載） 融資実行がやむを得ない事情で次年度になる場合は「推薦融資有効期限延長申請書（様式15号）」により、地方ト協を通じて全ト協宛て有効期限の延長を申し出てください。
14	商工中金等宛借入申込み	(1) 融資推薦決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否通知書」の写しを添えて、商工中金等へ借入申込みを行ってください。 (2) 決算関係書類等、審査に必要な書類については、別途商工中金等からの依頼により提出してください。（金融機関にて所定の審査があります） (3) 商工中金から借入を行うときは、商工中金の株主である協同組合等の団体又はその構成員であることが必要となります。 また、商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員であることが必要となります。（これらの資格を具備していない場合は各地方ト協にご相談ください）
15	その他	(1) この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによります。 (2) 本要綱の内容は、状況により公募期間の途中で変更する場合があります。 変更となる場合には、全日本トラック協会のホームページにてお知らせします。

協会通知

トラック運送事業者のための新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル【概要版】

(公社) 全日本トラック協会

詳細版は、鳥ト協 HP で確認することが出来ます。

https://www.torakyo-tottori.or.jp/_src/2545/20200730koronataisaku.pdf?v=1589254413537

●新型コロナウイルス感染症の主な症状

- 咳が出る
- 息苦しい(呼吸困難)
- においを感じにくい
- 味がしない
- 強いだるさ(倦怠感)
- 平熱より高い体温が数日続く
- インフルエンザのような症状

上記のいずれかの症状がある場合は主治医、保健所、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。また、会社にも連絡しましょう。

厚生労働省コールセンター
電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センターのページのまとめ (厚生労働省HP)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou.iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html>



●日常での感染症予防

手洗い・アルコール手指消毒 手洗いの前に爪を短く切って、時計や指輪を外しておきましょう 厚生労働省ポスターより

① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

② 手の甲をのばすようにこすります。

③ 指先・爪の間を念入りにこすります。

④ 指の間を洗います。

⑤ 親指と手のひらをぬじり洗います。

⑥ 手首も忘れずに洗います。

⑦ 流水で十分にすすぎ、清潔なタオル、ペーパータオルでよくふき取って乾かします。

洗い残しの多い部分: 指先、手のひらのしわ、親指の付け根、ふくらみ、爪と皮膚の間、皮膚の部分

手洗いができない状況ではアルコール手指消毒も有効

手洗いのタイミング

トイレから出た後は必ず手洗いを!

出社時 乗務前後 休憩前 乗務終了時 帰社時 帰宅時

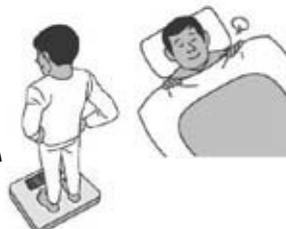
自分の癖、習慣を意識する

咳エチケット
咳やくしゃみをする時はマスク、ティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる
手でおさえてしまったら手洗いをする

粘膜から感染しやすいので、汚れた手で目や鼻をこすらない

●新型コロナウイルスに打ち勝つ 免疫力を高める生活

- 十分な睡眠
- 栄養バランスの取れた食事
- 生活習慣病の予防に心がける
- 生活のリズムはなるべく崩さない



- 適度な運動
- 疲れ、ストレスをためない
- 笑い、ユーモアを忘れない
- 禁煙、節酒



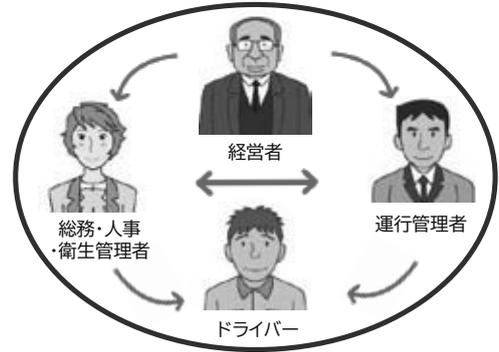


職場で行う感染症対策

●それぞれの立場で行うべきこと

ここでは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の
(http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html)

【3.講じるべき具体的な対策】を加筆編集し、職場にて求められている各役割と、状況における感染予防対策をまとめました。事業場により多少ケースは異なりますが、実践に向けての参考にしてください。

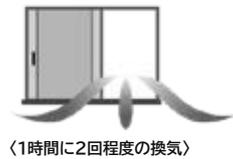


事業所(事務所内外・会議室・食堂・休憩室・トイレ)

- 入退出前後の手洗い、手指消毒とマスク装着の徹底
(水道設備や石鹸、消毒液等設置)
- 一定数以上の入室を避け、座席は近距離や対面を避ける



- 1時間に2回程度、数分間換気する
- 喫煙室の換気徹底と3密を避ける



- 共有物品(テーブル・椅子等)や、手が触れる箇所の定期的な消毒

- 外勤時はラッシュを避け、出張は不要不急の場合は見合わせる
- 会議やイベントは極力オンラインで行う



- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインを参照し、労働時間の適正な把握や作業環境の整備などに配慮する



- 便器は通常清掃でよいが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒する
- 便器の蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すように表示する
- ペーパータオルの設置や個人用タオルの持参



- 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、感染予防対策を周知する



職場で行う感染症対策



点呼・運行中・荷役作業中・車両・設備・器具

● 点呼

- 対面点呼では、適切な距離を確保
- アクリル板、透明ビニールカーテンの設置及び、換気の徹底
- 運行管理者は自身のマスク着用と点呼前後の手洗いをを行うとともに、ドライバーへは、感染予防対策(マスク・手洗い等)ができていかどうかの確認を行う
- 可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調の確認
- 発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする
- アルコール検知器の除菌、携帯型アルコール検知器の活用



<体温測定>



<人との距離が十分ある時は、マスクをはずそう>

● 運行中・荷役作業中

- 2名以上が同乗する場合は、マスク着用
- 書類・荷物の受け渡しには、マスクや手袋を着用し、相手先との直接接触を減らすように努める
- 高温・高湿度での荷役で、人と2m以上の距離を確保できる場合はマスクをはずす
- マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩し、こまめに水分を補給
- 乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れ、運行管理者は乗務を中止させる



<体調に異変が生じたら無理せず連絡>

● 車両・設備・器具

- ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベータのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器の消毒
- 荷役機器や車両点検用工具など共有器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉する
- 作業服のこまめな洗濯



<共有設備の消毒>



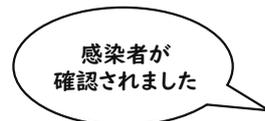
<汚物に触れずビニール袋に密閉>



<作業服はこまめに洗濯>

感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う
- 速やかに地方運輸局等に連絡する
- 行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する
- 人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する
- 感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う



<速やかに連絡>

感染症への備え

1. 職場のルール作り

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」(企業の方向け)を参照してください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html



上記には従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、多岐にわたる解説が網羅されています。その中でも、予め社内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、企業の業態を問わず重要なポイントです。

今後、随時更新されていくことが予想されますので、定期的にチェックされることをお勧めします。

2. 準備する備蓄品

品類	品目
	体温計(予備含む)
	マスク(不織布製)※原則使い捨てとし、1人1日1枚で 60日(2ヶ月)分程度。
	うがい薬
	軍手、ゴム手袋(薄いものと厚いもの)
	ゴーグル(目からの飛沫感染防止)
	設備・器具用消毒薬(消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム液)
	手指消毒用アルコール
	ビニール袋(使用済みのティッシュやマスクを密封して捨てる)
衛生管理者用感染防護服一式	
	解熱剤 ※15歳未満の子供はアセトアミノフェンのみ。
	胃薬・消毒薬(傷薬)・整腸剤など
	冷却材(冷却枕・氷枕・水枕など)
	スポーツ飲料 ※粉末は備蓄に便利、発熱時の水分補給にもよい。ただし、下痢(脱水)の症状があるときは、経口補水液(梯大塚製薬、OS-1(オーエスワン))。

トラック事業者における感染症対策【解説】

熱中症とマスク

★暑い季節は、ガイドラインに従い、熱中症対策を優先

ガイドライン第2版では、「気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する」としています。

*環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)



点呼とアルコールチェック ★正しい除菌と使用方法

手指や検知器をアルコール消毒した直後の測定で、誤検知が散見されています。そのため、アルコール検知器協議会では、『アルコール消毒⇒石鹸で手洗い⇒アルコール検知器の使用⇒再びアルコール消毒』という手順を薦めています。また、協議会ホームページにメーカー各社の検知器の正しい除菌方法についてのリンクがありますので、参考にしてください。



アルコール検知器協議会
 (<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>)

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト（2020年6月10日から提出可能）

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」(作成中) を使うことができます。 一部の補助金の優先採択を検討しています。

経済産業省の一部の補助金について、優先採択を検討しています。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。

公益財団法人
全国中小企業振興機関協会



陸災通知

「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」の開催について

陸運事業場の安全衛生ご担当者様へ

昨今、高年齢労働者の就労が一層進んでおり、60歳以上の労働災害も増加傾向にあります。この現状を受け、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定しました。このセミナーでは、高年齢者の災害の現状、行動特性、災害事例などを紹介し、陸運業において高齢者の労働災害防止対策をどのように進めていくかを提案します。

また、陸運業の労働災害で、墜落・転落に次いで多い災害は、トラック荷台等での荷崩れによるものとなっています。①積み付け・固縛機器の取扱い、②荷締め機の不備による災害事例及びその対策、③荷役作業ガイドラインについて解説します。事業場での労働災害防止のために皆様のご参加をお待ちしています。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、セミナー会場は換気を行い、消毒液等を用意するなど、感染防止対策を行います。

受講者の皆様におかれましては、当日は**必ずマスクを着用し**、体調が少しでもすぐれない時は、出席を見合わせる等のご対応よろしくご願ひ申し上げます。また、第二波の懸念が広がっていることから、新型コロナウイルスの感染拡大状況をみて、開催を見送る可能性があります。

記

1. 開催日時：令和2年10月20日(火) 13:30～16:30
2. 開催場所：新日本海新聞社 中部本社ホール
(住所：倉吉市上井町1丁目156)
3. 定員：約40名程度(先着順)
4. 内容：高年齢労働者の労働災害防止対策及び
トラック荷台での積荷の安全、適切な固定・固縛作業について
5. 参加費及び
テキスト代：無料(当日参加者の方にテキスト等を配布いたします。)
6. 申込み方法：下記参加申込書に記入し、**陸災防鳥取県支部までFAXでお申し込みください。**(受講票等は送付いたしません。)
7. 修了証について：本研修会を受講された方には、**修了したことを証する書面**をお渡しします。

以上

鳥取県トラック協会内
 陸災防鳥取県支部 FAX 0857-27-7051
 担当：浜田あて

令和 2 年 月 日

**令和 2 年度
 「高齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」
 参加申込書**

参加者氏名	ふりがな	役職
参加者氏名	ふりがな	役職
事業場名		
事業場所在地	〒	—
電話・担当者氏名	TEL ()	— ご担当者
担当者メールアドレス		
陸災防メールマガジン のご案内	陸災本部では、月に1度の電子版広報誌及び安全衛生に関するメールマガジン(月数回)を無料で発行しています。上記のメールアドレスを登録させていただいてもよろしいでしょうか? ご不要の場合は、チェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 不要	

○参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会および当協会からの情報提供以外には使用いたしません。

○メールマガジンが不要な方は担当者メールアドレスの記載は不要です。

<締切日>令和 2 年 1 0 月 2 日 (金曜日)

切
り
取
り
線



荷主との連携あって築ける絆 作業手順を万全に

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」荷役部門優秀作品



令和2年7月 No.613

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料 3,600円)

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

令和2年5月1日から9月30日まで (準備期間: 4月、重点取組期間: 7月) 主唱: 厚生労働省、労働災害防止団体等

7月は重点取組期間です! 一層のお取り組みを!

1 職場における熱中症の現状

令和元年の熱中症による死傷者数は829人で、うち死亡者数が25人と、平成30年と比較すると大幅に減少しましたが、平成29年以前と比較すると、未だ高い状況にあります。運送業については、死傷者数が110人、うち死亡者数が2人でした(表)。

表 職場における熱中症による死傷者数の推移(平成26~30年) (人)

	27年	28年	29年	30年	令和元年
全業種	464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,128 (29)	829 (25)
うち運送業	62 (1)	67 (0)	85 (0)	162 (4)	110(2)

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

2 運送業における熱中症

運送業における令和元年の熱中症による死亡災害2人に関する事案は次のとおりです。

- 荷主先においてトラックの荷台で養生作業を行っていたが、荷台でうずくまっているところを発見された事例。救急搬送後、同日に死亡した。通気性の良くないインナー、ナイロンジャケット、帽子、マスクを着用していた。
- 貨物輸送員として、取引先事業場の工場において、重機による積み込み作業を行っていたところ、体調を崩し、自ら本社に「手が痺れる」等報告を入れ、トラックで休憩していた。体調不良の連絡を受け、約30分後に同僚が様子を見に行ったところ、トラック内で意識を喪失しているところを発見され、救急隊が到着した際には心肺停止状態であり、救急搬送されるも回復せず死亡した。



3 職場における熱中症予防対策の取組

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に示されている事項にお取り組みください (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>)。

特に、次の点に留意願います。

- 屋内作業も含め、JISに適合したWBGT値測定器を準備して、暑さ指数を測りましょう。
- 暑い場所で重い荷物を運ぶ作業は、特に気流を感じないとき、身体に大きな負担がかかります。休憩時間の確保や、条件を考慮したWBGT基準値を用いて作業中止を含めた作業計画を作りましょう。
- 体調不良や睡眠不足など、その日の労働者の健康状態に気をつけるとともに、熱中症の初期症状に気づくようにしましょう。
- 体調に異変を感じたときは、躊躇せず同僚や管理者に知らせるよう、あらかじめ労働者に知らせてください。熱中症の症状は急激に悪化するので、病院への搬送や救急隊の要請を行いましょう。



業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年6月8日現在

業種	死亡						死傷					
	令和2年1月～5月 [速報値]		令和元年1月～5月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～5月 [速報値]		令和元年1月～5月 [速報値]		対元年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	267	100.0	260	100.0	7	2.7	36,989	100.0	37,656	100.0	-667	-1.8
製造業	39	14.6	45	17.3	-6	-13.3	8,146	22.0	8,449	22.4	-303	-3.6
鉱業	2	0.7	3	1.2	-1	—	64	0.2	72	0.2	-8	-11.1
建設業	105	39.3	93	35.8	12	12.9	4,648	12.6	4,749	12.6	-101	-2.1
交通運輸業	3	1.1	5	1.9	-2	—	961	2.6	1,045	2.8	-84	-8.0
陸上貨物運送事業	26	9.7	29	11.2	-3	-10.3	4,981	13.5	4,883	13.0	98	2.0
港湾荷役業	1	0.4	3	1.2	-2	-66.7	120	0.3	156	0.4	-36	-23.1
林業	19	7.1	16	6.2	3	18.8	464	1.3	474	1.3	-10	-2.1
農業、畜産・水産業	10	3.7	8	3.1	2	25.0	867	2.3	815	2.2	52	6.4
第三次産業	62	23.2	58	22.3	4	6.9	16,738	45.3	17,013	45.2	-275	-1.6

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～5月）

令和2年6月8日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業		267	72	9	15	21	27	42	53	2	26
製造業		39	11	2	3	3	3	11	0	0	6
建設業		105	38	2	8	10	8	12	17	1	9
交通運輸業		3	0	0	0	0	1	1	0	0	1
その他		94	15	5	3	6	14	13	30	0	8
陸上貨物運送事業		26	8	0	1	2	1	5	6	1	2
同上対前年増減		-3	3	0	-2	1	0	2	-7	1	-1

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～5月）

令和2年6月8日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		4,981	1,458	881	370	215	145	248	512	223	4	810	115
同上対前年増減		98	7	22	-8	-15	-12	-16	2	-2	0	103	17

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

事故対通知

令和2年度 運行管理者等一般講習(貨物)のご案内

NASVA 独立行政法人自動車事故対策機構 鳥取支所

令和2年度下半期(10月以降)は、運行管理者等一般講習を以下のとおり開催致します。

1. 開催日時及び会場

地域	実施日	会場	所在地
琴浦	(定員25名) 令和2年10月3日(土)	琴浦町生涯学習センター 「まなびタウンとうはく」	東伯郡琴浦町徳万 266-5
米子	(定員40名) 令和2年10月8日(木)	米子文化ホール	米子市末広町293
琴浦	(定員25名) 令和2年10月16日(金)	琴浦町生涯学習センター 「まなびタウンとうはく」	東伯郡琴浦町徳万 266-5
琴浦	(定員25名) 令和2年10月17日(土)	琴浦町生涯学習センター 「まなびタウンとうはく」	東伯郡琴浦町徳万 266-5
倉吉	(定員70名) 令和2年12月23日(水)	倉吉体育文化会館	倉吉市山根529-2
倉吉	(定員70名) 令和2年12月24日(木)	倉吉体育文化会館	倉吉市山根529-2
鳥取	(定員32名) 令和3年2月4日(木)	鳥取県トラック協会 研修センター	鳥取市丸山町 219-1
鳥取	(定員32名) 令和3年2月6日(土)	鳥取県トラック協会 研修センター	鳥取市丸山町 219-1
鳥取	(定員32名) 令和3年2月20日(土)	鳥取県トラック協会 研修センター	鳥取市丸山町 219-1

※当日の受付時間9時00分～9時45分 講習時間9時50分～16時00分

2. 受講対象者

- 運行管理者として選任されている方(2年に1回の受講義務があります)
- 運行管理者の補助者又はその他受講を希望される方

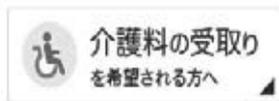
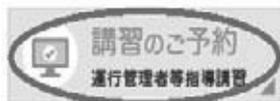
3. 受講料 @3,200円(鳥取県トラック協会の方は、2,100円)

※未修了の場合でも、受講料の返金はできません。

4. 受講の申込方法

「自動車事故対策機構(NASVA)」のホームページ <http://www.nasva.go.jp/> にアクセスし、インターネットからお申込み下さい。(先着順の受付となります。)インターネット予約がご利用いただけない場合は、当支所(電話0857-24-0802)にご相談ください。

【インターネットでのご予約】 <http://www.nasva.go.jp/> 又は「ナスバ」で検索



申込開始日時：令和2年8月21日(金)午前0時00分から先着順

申込期限：各会場開催日の5日前まで(定員に達するまで)

5. 当日ご持参頂くもの(教材は、当日会場でお渡しします)

- 受講料
- 筆記用具(黒色ボールペン、色付マーカー、赤色ボールペン(採点用)、メモ用紙等)
- 予約確認書(ネット予約の際に印刷されたものが必要です。)
- マスク(コロナウイルス感染予防の為)
- 講習手帳(お持ちの方のみ)
講習手帳をお持ちでない方は、写真(受講6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上3分身のもので縦3cm・横2.4cm、裏面に事業所名、氏名を記入したもの)1枚が必要です。

6. その他

- 受講をキャンセルされる場合は、開催日3日前までに必ず連絡して下さい。
- 当日の昼食は、お弁当をご持参頂くなど各自でご用意頂きます。
- 発熱や咳等により体調が不良の方は、当日の受講をご遠慮頂きます。
- コロナウイルス感染予防の為、概ね1時間ごとに室内の換気を行いますので、室内の温度が適温に保てない場合がございますので、予め体温が調節しやすい服装でご来場下さい。

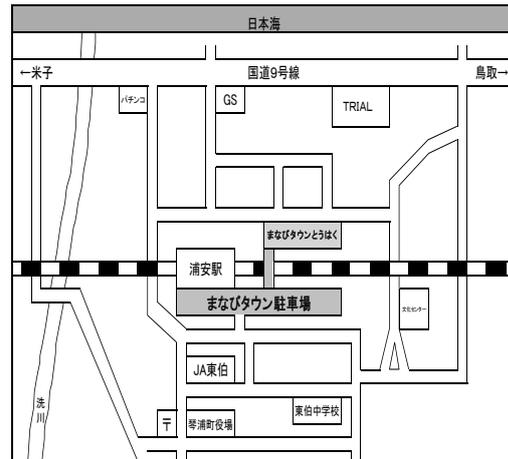
お申込・ お問合わせ	自動車事故対策機構 鳥取支所	TEL 0857 - 24 - 0802	FAX 0857 - 24 - 0861
	講習当日の連絡先	090 - 2293 - 8990	

----- 講習会場地図 -----

(鳥取県トラック協会研修センター)



(まなびタウンとうはく)



(米子文化ホール)



(倉吉体育文化会館)



高速安協通知

「高速安協」入会のご案内

鳥取県高速道路交通安全協議会
会長 川上 和人

「鳥取県高速道路交通安全協議会」は高速道路を利用する県内の事業所等（トラック協会・バス協会・ハイヤー・タクシー協会・高速道路関連企業の所属事業所・団体）により、高速道路における交通安全意識の普及と高揚を図り交通事故防止に寄与するため、平成5年に設立されました。

主な事業としては・・・

- ①高速道路の交通安全に関する広報啓発活動
- ②会員の事業所で行う交通安全教育に対する協力援助活動
- ③高速道路の交通安全に関する調査、研究及び資料の作成配布
- ④高速道路の交通安全に関する功労者、事業所等の表彰
- ⑤関係機関・団体との連絡調整
- ⑥その他、この会の目的を達成するために必要な事業

令和元年度通常総会において、鳥取自動車道の全線開通、山陰道の延伸、米子道の四車線化に向けた動向等、県内における高速道路、高規格道路の整備が進展する中、多くの道路利用者の方に本協議会に加入していただき、会員の拡大・確保等を通じてより一層の交通安全対策の活性化に努めることが申し合わされました。

貴社におかけましてもご加入についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

年、数回発行されます機関紙（ハイウェイ・鳥取）の定期的な発行、交通安全運動期間中に積極的な広報活動等を行うなど、会員相互が連携して県下の事故防止に努めてまいります。

入会資格・会費・手続き

- 1 資格
会員は高速道路を利用する県内の事業所及び団体
- 2 会費
会費は賛助会員年間 15,000 円 一般会員年間 10,000 円 但し、年の途中入会は月割り会費とする。
- 3 手続き
別に定める「入会申込書」を提出する。

鳥取県高速道路交通安全協議会役員他

会長 川上 和人 （一社）鳥取県トラック協会会長
副会長 青木 邦男 （一財）鳥取県交通安全協会会長
同 吹野 正和 （一社）鳥取県自動車整備振興会会長
理事 （会長副会長含む）13名 監事 2名
顧問 保田 博美 鳥取県警察本部交通部長
同 田中 治樹 中国四国管区警察局高速道路管理官
同 橋本 浩良 中国地方整備局鳥取河川国道事務所長
同 片岡 俊一 中国運輸局鳥取運輸支局長
同 市谷 良浩 西日本高速道路(株)中国支社米子高速道路事務所長
同 富高 久留 西日本高速道路(株)中国支社保全サービス事業部道路管制センター長
同 山田 明 中国地方整備局倉吉河川国道事務所長
参与 青木 篤郎 鳥取県警察本部交通部参事官
同 長砂 敏明 鳥取県警察本部高速道路交通警察隊長
同 山口 康雄 鳥取県警察本部高速道路交通警察隊副隊長
他 8名

事務局入会等のお問い合わせは下記へ

〒680-0006 鳥取市丸山町 219-1
(一社)鳥取県トラック協会内 鳥取県高速道路交通安全協議会
電話 0857-22-2694 ファックス 0857-27-7051

交通事故発生状況(6月末)

鳥取県警察本部
交通企画課長

1 全国・中国5県・鳥取県の死者数(6月末)

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和2年6月末	1,357	98	6
令和元年6月末	1,418	109	13
増減数	-61	-11	-7
増減率	-4.3%	-10.1%	-53.8%

2 交通事故発生状況(6月中)

○発生件数	40件	前年対比	-14件	(-25.9%)
○死者数	1人	前年対比	-3人	(-75.0%)
○負傷者数	49人	前年対比	-10人	(-16.9%)

3 死亡事故の状況(6月末) (6件 6人)

(1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和2年	0	1	3	1	0	1	6
令和元年	4	2	3	0	2	2	13

(2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和2年	1	4	1	6
令和元年	2	8	3	13

(3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	3	2	6
令和元年	0	0	6	7	13

(4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和2年	0	1	5	0	0	6
令和元年	3	1	9	0	0	13

(5) 時間帯別発生件数 昼間 6件 夜間 0件

	0~6時	6~12時	12~18時	18~24時	計
令和2年	0	1	5	0	6
令和元年	1	2	5	5	13

(6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	3	2	6
令和元年	0	0	7	6	13

(7) 高齢死者の内訳 本年 2人 前年 7人 ア 昼夜別 イ 状態別

	昼	夜	計
令和2年	2		2
令和元年	4	3	7

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和2年			2		2
令和元年	2	1	4		7

令和2年度 中国トラック協会 理事会を開催

— 標準的な運賃告示に係る中ト協の取り組み方針を確認 —

中国トラック協会は、令和2年度理事会を開催し、令和元年度事業報告及び収支決算(案)、令和2年度事業計画(案)等の審議を行い、原案どおり承認されました。

令和2年度の事業活動として「標準的な運賃告示」にもとづき、トラック運送事業における取引の適正化及び、ドライバーの労働条件改善に向けた活動方針を確認しました。

役職員表彰では、長年、中国トラック協会の役員等を務められ、協会運営並びに、業界の健全な発展等にご尽力を頂きました役職員3名に感謝状等が贈られました。

本理事会における最重要課題7項目の課題解決に向けた決意を表明するため、川上副会長(鳥ト協会長)が「決議文」の朗読を行い、満場一致で決議事項が採択されました。



主催者 挨拶
中ト協 小丸会長



決議文朗読
川上副会長(鳥ト協会長)



ご来賓挨拶
中国運輸局 渡田次長



中国トラック協会
理事会の状況

1. 日時 令和2年7月21日(火) 15時00分～16時20分
2. 場所 「ANAクラウンプラザホテル米子」2階 飛鳥西米子市久米町53-2
3. 出席者 38名
4. 議案
 - 第1号議案 令和元年度 事業報告、収支計算、剰余金処分(案)等について
 - 第2号議案 令和2年度 事業計画(案)、収支予算(案)等について
 - 第3号議案 役員を選任等(中ト協役員交替、全ト協常任委員会委員等)について
5. 報告事項
 - ・一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃告示に係る中国トラック協会の取り組み方針
 - ・令和2年度中国トラック協会事故防止研修会の開催について
6. 「中国トラック協会表彰規程」に基づく表彰(敬称略)
 - 感謝状(2名)
 - 河崎 静生 (一社) 山口県トラック協会 元会長
 - 迫田 礼三 (公社) 広島県トラック協会 元常務理事
 - 表彰状(1名)
 - 永田 誠 (公社) 島根県トラック協会 職員(総務企画主任)
7. 来賓

中国運輸局	渡田 滋彦 次長	
〃	森井 茂人 自動車交通部長	
〃	鳥取運輸支局 片岡 俊一 支局長	
(公社)全日本トラック協会	榊野 龍二 理事長	

決 議

トラック運送事業は、我が国の国民生活、産業活動を支えるライフラインとして、重要な役割を果たしている。

しかしながら、業界を取巻く経営環境は、平成二年の規制緩和以降、事業者数の増加に伴う過当競争により、原価に見合った運賃収受が困難な状況にあり、加えて、労働力不足が顕著となっている。このような厳しい経営環境の中、交通事故防止対策や労働力確保対策に加え、新型コロナウイルス感染症への対応等、喫緊の課題が山積している。トラック運送事業が、魅力ある産業として発展していくためには、これら諸課題に迅速かつ、果敢に対応していかねばならない。

そのためには、行き過ぎた規制緩和の見直しを求め、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することにより、事業の健全な発展を促進し、公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上並びに、会員相互の連絡強調の緊密化を図ることが不可欠である。ここに、本理事会の総意を以って、次の課題解決に取り組むことを決議する。

- 一、参入基準の厳格化等規制緩和の見直し促進及び改正貨物自動車運送事業法の施行等に係る対応
- 一、標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進
- 一、交通・労災事故の防止対策の推進
- 一、人材確保対策の積極的な推進
- 一、長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- 一、高速道路通行料金の大口・多頻度割引五〇％枠の堅持及び更なる割引の拡充、並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- 一、自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

令和二年七月二十一日

中国トラック協会 令和2年度 理事会

全面 G マークラッピングトラックが出発

全日本トラック協会が平成 15 年度より実施している「安全性優良事業所認定制度（G マーク認定制度）」の認知に向けた周知活動の一環として、さる令和 2 年 7 月 27 日（月）、中部貨物(有)北栄営業所において、全面 G マークラッピングトラックの出発式が行われました。

全日本トラック協会では、荷主や地域社会への認知度アップとトラック運送業界のイメージアップを図るため、平成 24 年度より首都圏を中心に G マークのデザインを施したラッピングトラックを走行させており、鳥取県での全面ラッピングは 3 例目となります。

出発式では鳥ト協 川上会長より「G マークは運送会社のドライバーや職員すべての方の「規範意識徹底の気持ち及びその実践の賜物」であり、このトラックを通して広く周知してもらいたい」と挨拶があったのち、鳥取運輸支局 片岡支局長より「G マーク取得事業者としての誇りと責任を持って、これからも安心・安全な運行に努めていただきたい」と挨拶がありました。

また、中部貨物(有)の河野社長より「G マークのラッピングが入ることにより、ドライバー、職員にも今まで以上に安全意識が強くなると思う。これからも責任をもって安全運行に努めたい。」と挨拶がありました。

最後に専務の河野様より安全運転宣言を行った後、ラッピングトラックが出発いたしました。



挨拶をする
鳥ト協 川上会長



挨拶をする
鳥取運輸支局 片岡支局長



挨拶をする
中部貨物(有) 河野社長



安全運転宣言を行う
中部貨物(有) 河野専務



安全性に秀でたトラック運送事業所に付与される「G マーク」の広報を車体に描いたラッピングトラックの出発式が 27 日、北栄町東園の中部貨物北栄営業所であった。
車体全体を使ったラッピングトラックによる G マークの広報は、鳥取



G マークの広報がデザインされたラッピングトラック

「安全の証し」周知へ 北栄、ラッピングトラック出発式

県内で 3 回目。G マークの認定を受けている同営業所のトラックの荷台に「安全の証し、G マーク」とラッピングした。
国土交通省鳥取運輸支局の片岡俊一支局長ら約 15 人が出席した出発式で、鳥取県トラック協会の川上和人会長は「G マークは皆さんが規範意識を徹底して実践しているため。今後も適切な運行管理と G マークの周知をお願いしたい」とあいさつ。同社の河野俊一社長が「安全かつ迅速に目的地に届けるのが使命。これからも社員全員で無事故無違反を目指したい」と話し、河野大輔専務が安全運転宣言を読み上げた。
G マークは、安全性の評価基準をクリアした事業所であることを示すマーク。県内では 2019 年度時点、全事業所の 37.6% に当たる 169 の事業所が認定を受けている。
(井川広志)

2020 年（令和 2 年）7 月 30 日（木）
日本海新聞

夏季安全パトロールで安全輸送の呼びかけ

鳥ト協各地区連絡協議会は、夏季繁忙期における交通事故・労働災害防止の一環として、会員事業所に対する夏季安全パトロールを実施しました。

東部地区連絡協議会（涌本 知彦会長）

7月1日（水）から7月6日（月）までの間、東部地区連絡協議会役員および協会事務局員4～5人1組で4班を編成し、20事業所を訪問しました。労働災害の防止、安全衛生教育の実施状況など安全運行について注意を喚起しました。各事業所とも安全第一の意識の下で管理がしっかり行き届き、心強く感じました。



中部地区連絡協議会（菅埜 元晴会長）

7月1日（水）から3日（金）までの運動期間中の3日間、地区連絡協議会役員及び指導員3人1組で3班を編成し、各事業所の安全パトロールを実施しました。

15事業所を訪問し、従業員への安全に対する意識高揚と徹底について周知させて頂きました。

人手不足等厳しい経営環境の中、また夏季の繁忙期にもかかわらず、各経営者及び従業員の方々が一丸となり安全第一を合言葉に、各種事故防止に取り組んでいる姿を拝見させていただきました。



西部地区連絡協議会（属 敏宏会長）

7月1日（水）から7月3日（金）までの4日間、西部地区連絡協議会役員および指導員4人1組で4班を編成し、12事業所を訪問し、安全パトロールを実施しました。

労働災害の防止、過労運転の防止、点呼の実施状況など安全運行について注意を喚起しました。各事業所とも「交通事故・労働災害ゼロ」を目指した安全対策の取組みが見受けられ、心強く感じました。

訪問を受けた事業所では、夏季の繁忙期の最中でしたが、パトロールの趣旨を理解され安全対策への取組みを再確認して頂きました。



夏の全国交通安全運動「街頭広報検問を実施」

7月17日（金）10時から、鳥ト協東部地区連絡協議会（参加者4名）ほか交通安全協会・鳥取県警等関係団体と共に、鳥取市円通寺の「国道53号倉田スポーツ広場入口パーキングエリア」において、街頭広報を行いました。通行中の運転手に対し、「夏の交通安全県民運動」の横断幕や旗を振り、周知しました。



高速道路交通安全協議会街頭広報を実施

鳥取県高速道路交通安全協議会では鳥取県警察高速隊、鳥取県警察、智頭警察署、浜村警察署と共催で、夏の交通安全県民運動の期間に合わせて7月13日(月)11:00より、鳥取市河原町の鳥取自動車道沿い『道の駅清流茶屋かわはら』において、7月14日(火)16:00より、鳥取市気高町の鳥取西道路沿い『道の駅西いなば気楽里』において交通安全街頭広報活動を行いました。

当日はドライバーの方に安全運転の声かけや、全席シートベルト装着などに関するチラシの配布ならびに啓発グッズの配布を行いました。

我々の呼びかけに対し、ドライバーの方々も快く笑顔で応えて頂きました。



初任運転者教育安全運転研修を開催

鳥ト協では、去る7月7日(火)米子市の米子自動車学校において、初任運転者を対象とした安全運転研修を開催しました。

本研修は、昨年度より貨物自動車運送事業安全規則第10条第2項の規定に基づき、新たに雇い入れられた新任ドライバーの方を対象に義務付けられている、15時間以上の座学・実車を用いた教育のうち7時間を県内3箇所(東部地区1校、西部地区2校)の自動車学校のご協力を頂き行うものです。

今回は、県内1事業所より1名が参加して行われました。

研修会では適性検査をはじめ、トラックを運転するための心構えから、トラックの構造や特性に合わせた運転の方法などについて講義を行いました。

受講された皆様には今後の運転業務に向けて充実した講習となった事と思われま

す。会員事業所の皆様におかれましては、本講習の活用をご検討頂きたくお願い申し上げます。



会員事業所の異動

※お願い

営業所や車庫の変更・移転、代表者の変更などあった場合は協会宛にお知らせ頂きますようお願いいたします。

(届出書類のコピー・認可状のコピーなどをFAX頂きますと幸いです)

※代表者名変更 (会員名簿P. 16)

事業者名	新・旧別	氏名
(株)JR西日本米子メンテック	新	南葉 健一
	旧	金光 功

関係官庁の人事異動

[中国運輸局 R2.7.21 付]

	転 入 河原畑 徹 氏 (国土交通省航空局交通管制部長より)	転 出 土肥 豊 氏 (退職)
中国運輸局長		

新聞記事のご紹介

コロナを
乗り越える

市民生活や経済活動に欠かせない物流を支えるトラック運送業だが、新型コロナウイルスの影響で運ぶ荷物が減り、経営に苦しんでいる。機械部品を運ぶ事業者は、メーカーの生産ストップに伴い県内で作る部品が一時出荷できなくなり、仕事が減少。トラックの売却や従業員の解雇を余儀なくされた企業もある。業界は影響の大きさに戸惑いながらも、今できる方法で難局に向かっていく。

トラック運送業

車両売却や解雇

積み荷減り運賃収入減



鳥取県トラック協会（鳥取市丸山町）によると、主に食品を扱う事業者は新型コロナウイルスの影響が少なかったが、機械部品を扱う事業者はコロナ禍が直撃した。メーカーの生産が一時ストップし、県内企業の部品が出荷できない状態が続いたためだ。

県外への荷物の輸送がある事業者でも、荷りの積荷が少なく、運賃収入が激減。燃料代がかかると、憂鬱感で、運賃もコロナ禍前を下がっている。

生命線ともなるトラックの売却や、ドライバー解雇に踏み切らざるを得ない企業もあった。

鳥取市内のある運送会社は、4月上旬表は引越しの業務が引続き減額できた。その後は仕事が急激に減り、県外に出荷する依頼がなくなり、社員は減額やリストラ。トラック代の支払いが大変な負担となった。4月末に社員10人、13日あったトラックも7台売却した。この社の専任ドライバーは20名に減った。

コロナを
乗り越える

再び雇用を。新型コロナウイルスの影響で、トラックの荷物が減り、経営に苦しんでいる。機械部品を運ぶ事業者は、メーカーの生産ストップに伴い県内で作る部品が一時出荷できなくなり、仕事が減少。トラックの売却や従業員の解雇を余儀なくされた企業もある。業界は影響の大きさに戸惑いながらも、今できる方法で難局に向かっていく。

トラック運送業

特産品出荷に期待

今できることをする



鳥取県トラック協会（鳥取市丸山町）によると、主に食品を扱う事業者は新型コロナウイルスの影響が少なかったが、機械部品を扱う事業者はコロナ禍が直撃した。メーカーの生産が一時ストップし、県内企業の部品が出荷できない状態が続いたためだ。

県外への荷物の輸送がある事業者でも、荷りの積荷が少なく、運賃収入が激減。燃料代がかかると、憂鬱感で、運賃もコロナ禍前を下がっている。

生命線ともなるトラックの売却や、ドライバー解雇に踏み切らざるを得ない企業もあった。

鳥取市内のある運送会社は、4月上旬表は引越しの業務が引続き減額できた。その後は仕事が急激に減り、県外に出荷する依頼がなくなり、社員は減額やリストラ。トラック代の支払いが大変な負担となった。4月末に社員10人、13日あったトラックも7台売却した。この社の専任ドライバーは20名に減った。

2020年(令和2年)7月25日(土) 日本海新聞

お詫びと訂正

(一社)鳥取県トラック協会

会報誌とらっく鳥取7月号(令和2年7月10日発行)につきまして、下記の訂正がございます。ご迷惑おかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

2頁. [晴れの鳥ト協会長表彰受賞者] 写真上から3枚目 説明文

誤	正
鳥ト協 永年功績従業員を受賞された	鳥ト協 永年功績事業役員を受賞された

25頁 [令和2年度「脳検診受診助成金」受付開始] 5. 申請要領 二行目

誤	正
④招集書	④領収書

27頁 [脳検診受診促進助成金交付請求書] 添付書類

誤	正
④招集書	④領収書

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について

(令和2年6月)

令和2年7月3日
(公社)全日本トラック協会
日本貨物運送協同組合連合会

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和2年5月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和2年6月の運賃指数の概要

1. 令和2年6月の運賃指数は、前月比6ポイント減、前年同月比14ポイント減の110であった。
2. 6月末現在の求車登録件数は35,769と前年同月比58,936減(62.2%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

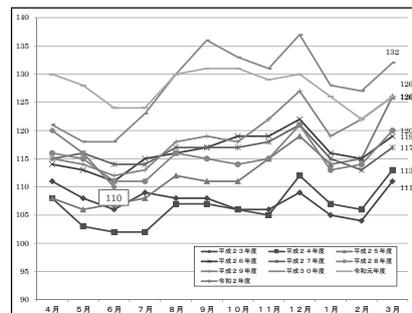
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入者数(ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,441	5,259	5,694	5,887
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,94	180,849	206,064	273,182	277,064	288,956	58,119

※令和2年度は6月末現在

2. 荷物情報(求車)件数

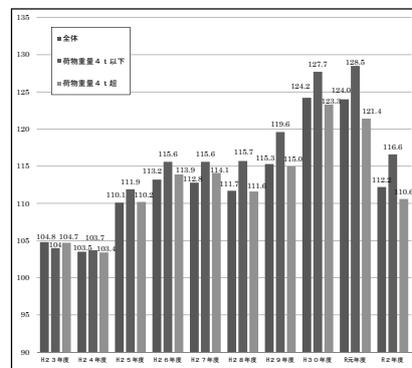
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	126,628

荷物情報(求車)	令和2年6月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	35,769	-58,936	-62.20%	-374	-1.00%
成約件数	18,351	-4,193	-18.60%	1,417	8.40%
成約率	51.30%	27.5ポイント	—	4.5ポイント	—



3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	110									



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	112.2
荷物重量4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	116.6
荷物重量4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	110.6

※令和2年度は6月末現在

○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節変動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先経営改善事業部 金子・大橋・長嶋
TEL 03-3354-1056

適正化事業・巡回指導報告書

令和2年6月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計			
巡回件数	33件	1件	0件	34件			
パトロール延出動台(日)数				19台			
調査事項					指導件数	ワースト5	
I. 事業計画等							
○	(1)主たる事務所・営業所				0		
	(2)事業用自動車				0		
○	(3)自動車車庫				0		
	(4)休憩・睡眠施設位置能力				0		
	(5)休憩・睡眠施設管理保守				0		
	(6)届出事項				0		
○	(7)白トラ				0		
○	(8)名義貸し等				0		
II. 帳票類の整備、報告等							
	(1)事故記録				0		
	(2)事故報告書				0		
	(3)運転者台帳				0		
	(4)車両台帳				0		
	(5)事業報告書等				0		
III. 運行管理等							
	(1)運行管理規程				0		
	(2)運行管理者選任				0		
	(3)運行管理者講習				0		
	(4)運転者の確保				0		
◎	(5)過労防止				0		
◎	(6)過積載			☆	0		
◎	(7)点呼の実施				1	2	
○	(8)乗務記録				0		
○	(9)運行記録計			☆	1	2	
○	(10)運行指示書				0		
◎	(11)安全確保指導				1	2	
○	(12)特別指導				1	2	
○	(13)適性診断				2	1	
IV. 車両管理等							
	(1)整備管理規程				0		
	(2)整備管理者選任				0		
	(3)整備管理者研修				0		
	(4)日常点検				0		
◎	(5)定期点検				0		
V. 労基法等							
○	(1)就業規則				0		
	(2)36協定				1	2	
	(3)労働時間				0		
○	(4)健康診断				0		
VI. 法定福利							
○	(1)労災雇用保険				0		
○	(2)健康厚生年金				0		
VII. 運輸安全マネジメント							
	(1)運輸安全マネジメント				0		
指導件数合計					7		

(注)○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	31	2	0	0	0	0	33
新規	0	1	0	0	0	0	1
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	31	3	0	0	0	0	34

鳥ト協米子事務所一般適性診断日(8月)のお知らせ

(一社)鳥取県トラック協会

鳥ト協米子事務所(西部トラック事業協同組合内)の8月の一般適性診断受診可能日は、下記のとおりです。

なお、初任診断及び適齢診断の義務診断は受診できませんのでご了承願います

※8月の一般診断につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、変更になる場合がございます。

※9月以降の一般適性診断は自動車事故対策機構(NASVA)が行います。

【受診方法】

1. 予約方法

システム台数の制限、及び職員の不在がありますので、完全予約制といたします。受診予定4日前までに、お電話で仮予約の上、FAXで「予約申込書」をお送りください。

(注)お申込みが重複した場合は、調整させていただきます。

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

※受付は、午前10:00と午後13:30の各一回、1回5人まで

※受診可能日 8/11・12・17・18・20・21・24・26・27

塗りつぶしは、職員不在のため、受診できません

2. 場所及び申込先

鳥ト協米子事務所(西部トラック事業協同組合内)

米子市流通町1381-4 電話:0859-27-3041

FAX:0859-27-1616

3. 経費助成

一般診断 受診料2,300円(協会会員は全額助成)

(注) 運転者台帳に登録された常時運転者数。但し、陸災防へ届け出た雇用労働者数が常時運転者数を下回る場合は、雇用労働者数とする。

4. その他

・受診時間 約120分

・鳥ト協のホームページにも、受診カレンダーを掲載しています。

一般運転適性診断申込書

FAX : (0859) 27-1616

(一社) 鳥取県トラック協会
米子事務所 行

令和 年 月 日

事業者名		営業所名	
------	--	------	--

受診予約日時	令和 年 月 日 時	お電話で仮予約をした日時を、ご記入下さい
--------	------------------------	-----------------------------

切り取り線

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏名 (漢字)	姓		名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	
		月		日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏名 (漢字)	姓		名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	
		月		日

氏名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏名 (漢字)	姓		名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	
		月		日

軽油価格推移表 (2020年6月)

令和2年7月27日現在
(公社)全日本トラック協会

全地区 (沖縄除)

単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	85.08	84.53	73.23	73.65	92.56	83.60

元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
J X T G エネルギー	82.94	83.53	74.05	73.64	90.23	84.36
出 光	90.44	84.20	74.43	73.51	112.01	84.96
昭 和 シ ェ ル		90.50	73.87	74.07	112.01	86.95
エクソンモービル						
キ グ ナ ス		89.00		72.75		88.92
コ ス モ		84.73	71.50	73.05		82.76
そ の 他	79.73	83.32	71.94	73.96	84.58	82.57

月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	85.67	85.88	73.48	73.75	93.67	84.04
30～50キロリットル未満		78.34	72.45	73.72		79.24
50～100キロリットル未満	76.92	76.36	72.36	73.19	83.70	78.79
100キロリットル以上		75.10		73.11		81.67

支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	78.70	85.82	75.40	73.68		82.60
30～60日未満	85.19	84.49	72.85	73.51	94.53	83.97
60日以上	90.90	83.23	73.44	74.06	76.80	83.41

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2020年2月	100.91	103.53	93.25	93.92	104.43	101.94
2020年3月	92.88	95.35	86.33	84.47	94.74	93.33
2020年4月	84.34	84.14	71.37	70.91	85.77	81.79
2020年5月	80.63	79.04	66.31	66.60	81.41	76.50
2020年6月	85.08	84.53	73.23	73.65	92.56	83.60

2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー

□ 適性診断開業日 ○ 祝日を表しています。 △ 一部制限あり

2020年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2020年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2020年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2020年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2020年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2021年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2021年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2021年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

●適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。

電話 0857 - 24 - 0802

会場 鳥取県トラック協会 2階

住所 鳥取市丸山町 219 番 1

時間帯

- ① 9:00 の部
- ② 10:30 の部
- ③ 13:30 の部
- ④ 15:00 の部



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人 自動車事故対策機構

7月 業務日誌

1日	(水)	Gマーク受付 1～14日	
2日	(木)	中ト協 専務理事業務連絡会議	米子市
3日	(金)	高速安協 通常総会	米子市
4日	(土)	事故対 運行管理者等一般講習	鳥取市
8日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
9日	(木)	全ト協 常任理事会・理事会	東京都
9・10日	(木)(金)	陸災防 はい作業主任者技能講習	鳥取市
17日	(金)	事故対 運行管理者等一般講習	米子市
18日	(土)	事故対 運行管理者等一般講習	米子市
21日	(火)	中ト協 常任理事会及び理事会	米子市
22日	(水)	中青協 中国ブロック青年部協議会幹事会	岡山市
27日	(月)	Gマーク出発式	北栄町
30日	(木)	事故対 運行管理者等一般講習 中プロ適正化指導員研修	鳥取市 広島市

8月 行事予定

1日	(土)	鳥ト協 運行管理者試験事前研修会	鳥取市
3日	(月)	大山町地域公共交通会議	大山町
4日	(火)	全ト協 青年部会全国代表者協議会	WEB会議
5日	(水)	運送業界応援プロジェクト実行委員会	鳥取市
19日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議 全ト協「標準的な運賃」事務局説明会	鳥取市 WEB会議
23日	(日)	令和2年度第1回運行管理者試験	鳥取市
24日	(月)	「ゼロ災55」無災害運動実施打合せ会議	鳥取市
26日	(水)	県国土強靱化地域計画推進評価会議 県道路交通渋滞対策部会	鳥取市
28日	(金)	フォークリフト運転技能講習(学科)	鳥取市
29～31日	(土)～(月)	フォークリフト運転技能講習(実科)	鳥取市

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください

恒常的に長い荷待ち時間



無理な到着時間の設定



過積載になるような依頼



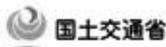
大型台風や豪雨・豪雪日の配送

意見・事例として投稿していただきたい項目です。

- ① つねに出荷準備が遅れて荷待ち時間が長い
- ② いつも配送先で荷待ち時間が長い
- ③ スピード違反しないと間に合わない無理な到着時間を指定された
- ④ 交通事故渋滞や悪天候など、やむを得ない原因なのにペナルティを課された
- ⑤ 過積載になるのに積込時に謝罪を促された
- ⑥ 手作業での積込など、契約にはない積込作業を強要された
- ⑦ 契約にはないツベルム貼り・積込などを強要された
- ⑧ 約束と違い荷主が高額過積料金を負担しなかった
- ⑨ 予め小さなミス程度であれば謝罪を引き取るとの取り決めがあるにもかかわらず謝罪しなかった
- ⑩ 運送が危険な悪天候の中での配送を強要された
- ⑪ 配送先でコロナウイルス感染の発症が認められた



QRコードを
読み取って下さい。
国土交通省の
専用サイトに
リンクします。



E2A 中国自動車道 山崎IC 佐用IC 夜間通行止め 8/24(月) 8/26(水) 毎夜20時～翌朝6時



乗り換え料金表のご案内

※各料金表は、ETC・ETC2・ETC3・ETC4・ETC5・ETC6・ETC7・ETC8・ETC9・ETC10・ETC11・ETC12・ETC13・ETC14・ETC15・ETC16・ETC17・ETC18・ETC19・ETC20・ETC21・ETC22・ETC23・ETC24・ETC25・ETC26・ETC27・ETC28・ETC29・ETC30・ETC31・ETC32・ETC33・ETC34・ETC35・ETC36・ETC37・ETC38・ETC39・ETC40・ETC41・ETC42・ETC43・ETC44・ETC45・ETC46・ETC47・ETC48・ETC49・ETC50・ETC51・ETC52・ETC53・ETC54・ETC55・ETC56・ETC57・ETC58・ETC59・ETC60・ETC61・ETC62・ETC63・ETC64・ETC65・ETC66・ETC67・ETC68・ETC69・ETC70・ETC71・ETC72・ETC73・ETC74・ETC75・ETC76・ETC77・ETC78・ETC79・ETC80・ETC81・ETC82・ETC83・ETC84・ETC85・ETC86・ETC87・ETC88・ETC89・ETC90・ETC91・ETC92・ETC93・ETC94・ETC95・ETC96・ETC97・ETC98・ETC99・ETC100

区間	ETC料金	現金料金
山崎IC → 佐用IC	約19.6km	約28.7km
山崎IC → 佐用平福IC	約23.1km	約34.6km
佐用IC → 佐用平福IC	約7.4km	約4.3km

夜間通行止め期間中は、一般道への迂回をお願いします。

8/24 8/25 8/26 8/27 8/28 8/29 8/30

毎夜20時～翌朝6時

<p>佐用IC ↔ 山崎IC</p> <p>山崎IC → 佐用IC</p> <p>山崎IC → 佐用平福IC</p>	<p>佐用IC ↔ 佐用平福IC</p>
<p>高速道路の場合</p> <p>一般道の場合</p>	<p>高速道路の場合</p> <p>一般道の場合</p>
<p>佐用IC → 山崎IC</p> <p>距離 約19.6km</p> <p>所要時間 約15分</p>	<p>山崎IC → 佐用IC</p> <p>距離 約28.7km</p> <p>所要時間 約37分</p>
<p>山崎IC → 佐用平福IC</p> <p>距離 約23.1km</p> <p>所要時間 約17分</p>	<p>佐用平福IC → 山崎IC</p> <p>距離 約34.6km</p> <p>所要時間 約45分</p>
<p>佐用IC → 佐用平福IC</p> <p>距離 約7.4km</p> <p>所要時間 約6分</p>	<p>佐用平福IC → 佐用IC</p> <p>距離 約4.3km</p> <p>所要時間 約5分</p>

自動車保険は 「トラック交通共済」へ

トラック交通共済は、緑ナンバートラック事業者の相互扶助組織として営利を目的とせず割安な掛金で運営しております。

取扱っている保険の種目

対人、対物、車両、搭乗者で、対人・対物は無制限、車両は2,000万円、搭乗者は1,000万円までです。

自賠償保険も直営で取扱っております

ご一報頂ければ、係員が参上し詳細ご説明申し上げます。



鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内

中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226

鳥取県支所 (支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260
事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

トラック交通共済の夜間・休日事故受付

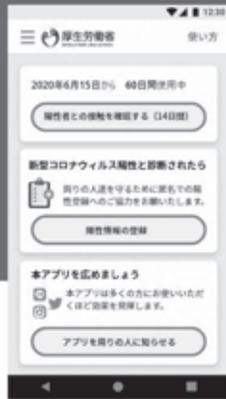
【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



0120-94-1356 (JNS)

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



*画面イメージ

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、
スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）
を利用して、お互いに分からないようプラ
イバシーを確保して、新型コロナウイルス感染
症の陽性者と接触した可能性について、通知を
受け取ることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かるこ
とで、検査の受診など保健所のサポートを早く
受け取ることができます。利用者が増えることで、
感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
※記録は14日経過後に無効となります
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般
社団法人 **鳥取県トラック協会**

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所 / 〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail info@torakyo-tottori.or.jp

倉吉事務所 / 〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所 / 〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616